

箕面市立中央生涯学習センター・
中央図書館・メイプルホール

警 備 業 務 委 託 仕 様 書

仕様書

本仕様書は、箕面市立中央生涯学習センターの機械警備業務の委託内容の概要を示すものです。

1 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ。

2 一般事項

「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項と同じ。

ただし、「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項（8）及び同（9）①bを除く。

また、この仕様書に「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項の内容と相違する記載がある場合は、この仕様書に記載の内容が優先される。

3 業務の内容

- （1）機械警備のために必要な機器類（器具、配線等）の設置及び撤去〈注1〉
- （2）警備実施計画書の作成〈注2〉
- （3）火災、盗難及び不法行為の拡大防止
- （4）事故発生時における関係先への通報連絡及び、臨機措置
- （5）警備実施事項の報告
- （6）警備機器の定期点検及び保守〈注1〉
- （7）その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

〈注1〉設置、点検保守及び撤去に要するすべての経費は乙の負担とする。

ただし、甲の瑕疵により乙が設置した機器類を破損した場合は、この限りではない。なお、設置、点検保守及び撤去のために工事が必要なときは、その方法及び日程等について甲と十分に協議し、承認を受けてから施工すること。

〈注2〉警備実施計画書の作成については、甲、乙協議のうえ決定し、乙が作成して甲の承認を受けた後、甲、乙それぞれが保管するものとする。

4 警備運営上の権限

甲は、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

5 警備担当時間

自動（火災、盗難）警報装置による警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当事者間において事前に調整するものとする。

- （1）火曜日から日曜日は、午後10時から翌午前9時。
- （2）祝日を除く月曜日及び年末年始は、終日。
（「年末年始」とは、12月29日から翌1月3日をいう）

6 警備機械と運営組織

（1）警備装置

- ①乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部（集中監視センター）へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。

- ②甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。
- ③乙は、警備期間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。
- (2) 警備本部では警備責任期間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図る。
- (3) 巡回警備員
 - ①巡回警備員は常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。
 - ②警備担当員が、勤務中突発の傷害あるいは疾病により勤務を完全に履行しえないときは、乙は遅滞なく、その代替要員を派遣するものとする。

7 警備事項

- (1) 自動警備装置による警備開始
 - ①甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な措置を講じ、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
 - ②次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠したキーボックス及び回路を確認し、警備を開始する。
 - ③乙の警備本部においては、甲の最終退出者のキーボックス操作により、自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。
- (2) 前項装置による警備終了時には、甲の最初の入館者のキーボックス操作により、自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。
- (3) 警備実施時間中は、甲の入室を原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみキーボックス操作後、乙の警備本部へ電話により甲の氏名、所属、用件を告げ、乙の確認を受けるものとする。甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

8 異常発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことに感知したときは、乙の緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、本部管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

9 報告書の提出

- (1) 甲は施設管理運営上必要時に、乙に対して施設内の秩序保持等に関する報告書の提出を求めることができる。
- (2) 警備実施時間中に事故が発生したときは、前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出すること。

10 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱と保管を講ずるものとする。

11 甲の緊急連絡先名簿の提出

- (1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更ある時は遅滞なくその都度文書をもって通知する。

1 2 その他

この仕様書に定めのない警備上必要な事項は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。